

学校運営協議会の役割



教育委員会は、学校の運営に関し次に掲げる事項に取り組む必要がある学校を協議会を置く学校として指定する。

- (1) 教育方針等学校の運営に地域の要望を的確に反映すること
- (2) 地域の創意工夫の導入又は特色のある学校づくりを推進すること
- (3) 保護者及び地域の住民が学校と協働し、責任をもって学校づくりを進めること

(山鹿市学校運営協議会規則 第3条)

学校運営協議会の役割



□ この会は、

本校の所在するところの**地域住民、保護者の学校運営への参画**を進め、**学校と地域住民との信頼関係**を深めるとともに、**生徒の学習や生活の充実・向上**を進めることで、**より良い人間性**を育むことを目的とする。

(山鹿市立**菊鹿中学校** 学校運営協議会規定 第4条)

学校運営協議会



《学校運営協議会テーマ》 たくましくさやけく生きる生徒の育成 ～菊鹿中コミュニティ・スクールの推進を通して～

【学校運営協議会】

学識経験者(前教育委員)・区長代表・防犯パトロール隊長・少年警察ボランティア指導委員・学校評議員・地元小学校代表・障害者支援施設代表・福祉施設代表・読み聞かせグループ代表・山鹿市教育委員会学校教育指導室審議員・校長・教頭・教務・研究主任等

